

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和5年3月3日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：黒川長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから3月3日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○黒川総務課長 報道官の黒川です。

まず、広報日程に入る前に、昨日発表しました職員の懲戒処分の件について説明をしたいと思います。

昨日、原子力規制部の課長補佐級の職員の公務外の行為に関しまして、減給3ヶ月、10分の1の懲戒処分を行っています。

職員は、昨年8月30日に、職場近隣で飲酒した後の帰宅途中で原付を運転しまして、酒気帯び運転として検挙されました。罰金処分を受けています。原子力規制庁職員がこのような事案を引き起こしたことは大変遺憾でありまして、昨日、長官から全職員向けに法令遵守の徹底などを周知したところです。

では、広報日程に入ります。

まず、1のところですが、原子力規制委員会の（1）3月6日月曜日に非公開の臨時会議があります。

議題は3つで、いずれも会議などの有識者委員の任期入れに伴う選考という案件です。

議題の1つ目が、緊急事態応急対策委員。これは事故時に協力いただく委員ということになります。あとは放射線審議会。それと、国立研究開発法人審議会の委員の選考という議題です。

次が、2ページ目ですが、3月7日の（3）事故トラブル事象への対応に関する会合です。

これは1月30日に発生しました、高浜4号機の原子炉自動停止の件について、関西電力から原因調査の状況の報告があります。原因の完全な特定には至っていないようですが、ある程度の範囲に絞り込めた旨の説明がある見込みです。

次が、3月7日の（4）1F（福島第一原子力発電所）の事故分析検討会です。

議題は3つで、1つ目が中間取りまとめです。

これは1月25日の委員会でパブリックコメントにかけるということになっていた案件でありまして、今回検討会として取りまとめ、その後、もう一度委員会に諮って了承を受けるということになります。

議題の2と議題の3は、個別の原因調査についての報告ということになります。

次が、3月9日の（7）核燃料施設等のほうの審査会合です。

議題は1つで、原子燃料工業熊取事業所の保安規定ということで、これは昨年、新規制基準の設工認まで終わりました、今回、保安規定ということになります。2月15日に申請がありまして、今回が初回ということになります。

次が、3ページ目、3月9日の（8）第1122回審査会合です。

議題は1つで、浜岡3・4号機の敷地の地質構造についてということで、これは前回12月23日のコメント回答などです。

次が、3月9日の（9）保障措置実施に係る事業者連絡会ということですが。

これは、保障措置に関して年1回程度定例で行っているものでありまして、保障措置室のほうから幾つかのトピックを説明するという感じになります。保障措置関係の最新のトピックスとか、あとは保障措置検査の実施状況とか、幾つかの要注意事例、良くなかった事例の紹介といったものがあります

次が、3月9日の（10）高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チームです。

これは2回目になりますけれども、議題は、施行に向けた規定類の内容の検討ということと、あとは分かりやすい説明に向けたその方針みたいな、そういうものになります。最後ですけれども、4のその他の（2）です。

東日本大震災からちょうど12年を迎えることになりますけれども、3月10日金曜日ですが、委員長から職員向けの訓示があります。職員は一部が会議室で直接聞きまして、残りはウェブ中継を見るという形になります。発表のとおり現場での取材が可能になっています。

こちらからは以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—